

第1 調査の概要

1 調査の目的

総務省では、児童虐待の防止等に関する政策について、関係行政機関の各種施策が総体としてどの程度効果を上げているかなどの総合的な観点から評価を行い、関係行政の今後の在り方の検討に資するため、平成21年12月から「児童虐待の防止等に関する政策評価」を実施している。

本意識等調査は、総務省が同政策評価の一環として、地方公共団体の職員等の児童虐待の防止等に従事する実務担当者から現在取り組まれている各種方策等の課題等についての意見等を把握し、同政策評価の取りまとめ及び各種政策における今後の見直し、改善に資することを目的として実施したものである。

2 調査対象等

本意識等調査の対象は、児童虐待の防止等に従事する実務担当者とし、具体的には、①児童相談所児童福祉司（以下「児童福祉司」という。）、②市区町村児童虐待相談対応担当者（以下「市区町村担当者」という。）、③小・中学校担当者、④保育所（園）担当者及び⑤児童福祉施設担当者とした。

対象者数については、次に掲げる調査対象の区分ごとに算出した数の合計8,249人とした。

(1) 児童福祉司

ア 対象施設等数

205 児童相談所（平成22年5月10日現在における全国の児童相談所数）

イ 対象者数

820 人（205 児童相談所×4人）

ウ 対象者の抽出方法

児童相談所に対し、原則として、経験年数3年以上の児童福祉司2人、同3年未満の児童福祉司2人の計4人から回答いただけるよう依頼した。

(2) 市区町村担当者

ア 対象施設等数

1,750 市区町村（平成22年4月1日現在における全国の市区町村数）

イ 対象者数

1,750 人（1,750 市区町村×1人）

ウ 対象者の抽出方法

市区町村に対し、原則として、児童虐待相談対応業務の経験年数が数年以上ある職員から回答いただけるよう依頼した。

(3) 小・中学校担当者

ア 対象施設等数

2,462校（児童虐待の防止等に関する政策評価において実地調査の対象としている26都道府県において、都道府県等の公表資料を基に、平成22年7月時点で当省が把握した都道府県庁所在市内の公立学校の半数。2,462校の内訳は小学校1,699校、中学校763校である。）

（注）実地調査の対象としている26都道府県は、次のとおりである。

北海道、青森県、宮城県、福島県、栃木県、埼玉県、東京都、神奈川県、石川県、山梨県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、和歌山県、島根県、広島県、山口県、徳島県、香川県、高知県、福岡県、佐賀県、熊本県、沖縄県

イ 対象者数

2,462人（2,462校×1人）

ウ 対象者の抽出方法

対象とした小・中学校に対し、児童虐待対応に最も深く関わっている教職員等から回答いただけるよう依頼した。

(4) 保育所（園）担当者

ア 対象施設等数

1,657か所（児童虐待の防止等に関する政策評価において実地調査の対象としている26都道府県において、都道府県等の公表資料を基に、平成22年7月時点で当省が把握した都道府県庁所在市内の公立保育所（公立の認定こども園及び公設民営の保育所を含む。）の全数）

（注）実地調査の対象としている26都道府県は、小・中学校担当者に同じ。

イ 対象者数

1,657人（1,657か所×1人）

ウ 対象者の抽出方法

対象とした保育所（園）に対し、児童虐待対応に最も深く関わっている保育士等から回答いただけるよう依頼した。

(5) 児童福祉施設担当者

ア 対象施設等数

780施設（平成22年7月時点で当省が把握した全国の児童福祉施設のうち、①児童養護施設（568施設）、②乳児院（123施設）、③情緒障害児短期治療施設（31施設）及び④児童自立支援施設（58施設）の全数）

イ 対象者数

1,560人（780施設×2人）

ウ 対象者の抽出方法

対象とした児童福祉施設に対し、原則として、児童の養護に携わっている経験年数が数年以上ある職員から回答いただけるよう依頼した。

3 調査事項

本意識等調査の主な調査事項は、学識経験者等の意見等も踏まえ、①児童虐待の発生状況に関する実感や発生要因に関する認識、②児童虐待の発生予防や早期発見のための取組に関する現状認識、③児童虐待の早期対応から保護・支援までの一連の取組に関する現状認識、④児童虐待の防止等に関する研修等についての認識、⑤国や地方公共団体が今後取り組むべき事項とした。

また、配布した調査票では、調査対象の区分に応じた調査事項を設定している。調査対象の区分ごとに、設定した調査事項を掲げると次のとおりである。

(1) 児童福祉司

- ア 回答者の属性等
- イ 児童虐待の発生状況
- ウ 児童虐待の発生予防に係る取組
- エ 児童虐待を早期に発見し、速やかに対応するための取組
- オ 児童虐待の早期対応から保護・支援までの一連の取組
- カ 業務を実施する上で必要とされる経験年数等
- キ 要保護児童対策地域協議会
- ク 国や地方公共団体が行っている児童虐待の防止等に関する取組

(2) 市区町村担当者

- ア 回答者の属性等
- イ 児童虐待の発生状況
- ウ 児童虐待の発生予防に係る取組
- エ 児童虐待を早期に発見し、速やかに対応するための取組
- オ 児童虐待の早期対応から保護・支援までの一連の取組
- カ 業務を実施する上で必要とされる経験年数等
- キ 要保護児童対策地域協議会
- ク 国や地方公共団体が行っている児童虐待の防止等に関する取組

(3) 小・中学校担当者

- ア 回答者の属性等
- イ 児童虐待の発生状況
- ウ 児童虐待の防止等に関する学校における取組
- エ 児童虐待の防止等に関する研修
- オ 児童虐待の防止等に関する家庭・地域社会における取組

(4) 保育所(園) 担当者

- ア 回答者の属性等
- イ 児童虐待の発生状況
- ウ 児童虐待の防止等に関する保育所における取組
- エ 児童虐待の防止等に関する研修
- オ 児童虐待の発生予防に係る取組

(5) 児童福祉施設担当者

- ア 回答者の属性等
- イ 児童虐待の発生状況
- ウ 被虐待児童等に対する保護・支援に係る取組

4 調査時期

平成 22 年 8 月 1 日～9 月 28 日（調査票の配布から回収までの期間）

5 調査方法

調査票を郵送し、自計申告方式（調査対象者自身が調査票に回答を記入する調査方式）により実施した。

6 回答者数

本意識等調査に対する回答者数（調査票の回収状況）は、次の表のとおりである。

表 本意識等調査に対する回答者数 (単位：人、%)

区 分	対象者数 a	回答者数 b	回収率 (b/a)
調 査 対 象 全 体	8,249	6,749	81.8
内 訳	児童福祉司	688	83.9
	市区町村担当者	1,429	81.7
	小・中学校担当者	1,952	79.3
	保育所（園）担当者	1,410	85.1
	児童福祉施設担当者	1,270	81.4

【凡例】

n：回答者数

※ 各表中の比率 (%) については、それぞれ四捨五入しているため、その合計が 100 にならない場合がある。